

# 企画提案公募型事業者選定実施要領

## 【中野区子育て短期支援事業等委託】

募集告知	令和7年4月16日（水）
参加表明書提出期限 及び 質問受付期限	令和7年5月 8日（木）午後3時
応募資格審査結果通知（財務診断結果を除く） 及び 質問に対する回答	令和7年5月16日（金）（予定）
企画提案書等提出期間	令和7年5月27日（火）～ 令和7年5月30日（金）午後3時
応募者確定通知 及び ヒアリング実施通知 ※ヒアリングの実施	令和7年6月上旬（予定） 令和7年6月下旬（予定）
選定結果通知予定時期	令和7年7月上旬（予定）
契約締結予定時期	令和7年7月中（予定）

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区役所8階

中野区総務部契約課契約係

TEL 03-3228-8903

E-mail keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

## 1 公募の趣旨

中野区では、保護者の疾病やその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、施設等において、一定期間、養育・保護、その他の支援を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の増進を図ることを目的に、子どもショートステイ事業の運営を委託により実施している。

令和7年度については、子育てに係る保護者の負担の軽減を図るため、現在の実施体制に加え、中野区中央部付近における新たな場所で、子育て短期支援事業の運営を委託により実施する。この新たな事業運営について、企画提案公募型事業者選定の方法により、運営能力や信頼性及び参考見積価格等を総合的に評価することにより、効果的かつ効率的で質の高いサービスを提供できる運営事業者を選定する。

## 2 委託内容

中野区子育て短期支援事業等委託  
(詳細は、別紙仕様書のとおり)

なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

## 3 履行場所

- (1) 履行場所については、中野区都市計画マスタープランにおける地域区分(7地域)のうち、「中央部地域」及び「中東部地域」(所在地の町名は「中野、中央、上高田、新井、本町、東中野」のいずれかに限る。)に確保するものとし、契約候補者の決定後、具体的な場所、広さ、賃借料等を区と協議し決定する。
- (2) 受託者が履行場所として賃貸物件を確保する場合は、賃借料相当分(令和7年10月から令和8年3月までの賃借料、共益費等の合計額2,400,000円を限度とする。)を委託料(後述「5委託料等」を参照)に上乗せして支払う。その場合、賃貸借契約書及び費用明細書等を賃貸借契約締結後、区へ提示し、その写しを提出すること。  
なお、賃貸借契約を締結していない物件や賃料の記載のない使用賃借は履行場所として認めない。
- (3) 既に契約している賃貸物件も対象とする。ただし、業務に必要であると認められる範囲のみ、賃借料相当分を支払う。(賃借料の算定が困難である場合は、面積按分を用いる。)
- (4) 受託者が所有する建物を履行場所として使用する場合は、賃借料相当分の委託料の上乗せは行わないこととする。
- (5) 事業実施をするための施設の準備、改修及び修繕等(別途補助を予定。後述「5委託料等」を参照)については受託者が実施するものとし、令和7年10月1日に事業開始ができることを条件とする。
- (6) 委託事項の実施を前提として、履行場所を活用し受託者独自の事業を展開することも可能とする。

## 4 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

※本契約は単年度の契約であるが、委託内容に沿った良好な運営を行っている中野区が判断した場合は、次年度以降について契約を行う場合がある。

## 5 委託料等

委託料の参考基準価格は、次の表のとおりとする。

参考基準価格（非課税）
12,053,100円

※消費税法第6条第1項別表第二の七のロに規定する社会福祉事業（社会福祉法第2条第3項第2号に規定する子育て短期支援事業）に該当するため、消費税は非課税。

※委託経費見積額がこの表の参考基準価格を超えた場合は、失格とする。

※上記の金額は、仕様書内「10 委託経費等」に記載する、「(1) 基本運営経費」（当事業を実施するための人件費＜常勤、非常勤含む＞、事務費及び実施施設の賃借料相当額）のうち、実施施設の賃借料相当額を含まない金額とし、同「(2) 利用実績経費」については別途、実績に応じて支払うものとする。

※中野区子育て短期支援事業整備費補助金交付要綱に定める「子育て短期支援事業を実施するために行う施設の改修及び修繕」等の補助対象事業については、以下を上限額として別途補助を予定している（上記委託料には含めない）。

○改修費等：4,000,000円

## 6 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

- (1) 過去5年度【令和2年度～令和6年度】内において、中野区と同等規模以上（令和7年1月1日現在、住民基本台帳の人口が30万人以上。）の自治体からの委託を受けて、こども家庭庁の定める「子育て短期支援事業実施要綱」のうち、次の事業のいずれか（労働者派遣は除く）を1年度以上継続して行った実績があること。
  - ① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業
  - ② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業なお、上記の実績について内容を確認できるもの（契約書等の写し）を添付すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定（契約締結能力を有しない者等）に該当しないこと。
- (3) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。
- (4) 中野区契約における暴力団等排除要綱（2012年中野区要綱第148号）に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 公租公課の滞納がないこと。
- (7) 参加表明書提出後に区が外部の専門機関に委託して実施する財務診断の結果、事業を安定して行う経営基盤を有すると診断されること。（※）

財務診断の結果、事業を安定して行う経営基盤を有すると診断されなかった場合（応募要件を満たさない場合）は、令和7年5月26日（月）までに中野区から電子メールにてその旨を通知する。

※東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格を有している場合は、財務診断を省略する。（それにより、次項のとおり提出書類が異なるので

注意すること)

## 7 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、中野区ホームページから電子申請サービス（L o G o フォーム）により申し込むこと。

### (1) 提出書類（データ）及び提出期限

		提出書類（データ） ※1		書式	ファイル形式	提出期限
ア 参加表明時	必須	①	参加表明書	様式1号	PDFファイルを電子添付	令和7年 5月8日(木) 午後3時まで
		②	事業者申告書	様式2号		
		③	業務実績等調査票	様式3号		
	入札参加資格有りの場合A	A1	東京都電子自治体共同運営電子調達サービス受付票（印鑑登録証明書を含む）		PDFファイル（原本のスクリーンデータを電子添付	
	入札参加資格無しの場合B	B1	定款又は寄附行為			
		B2	法人登記事項証明書（履行事項全部証明書）			
		B3	法人事業税の納税証明書	直近3年間のもの		
		B4	法人税の納税証明書			
		B5	消費税及び地方消費税の納税証明書			
	B6	印鑑登録証明書				
B7	決算資料（直近3年分の貸借対照表、損益計算書等の写し）※2					
任意		質問書（ある場合のみ）	質問書様式	Excelファイルを電子添付		
イ 参加申込時	必須	④	参加申込書	様式4号	PDFファイルを電子添付	令和7年5月27日 (火) から令和7年 5月30日(金) 午後3時まで
		⑤	企画提案書（表紙・本文）	様式5号		
		⑥	見積書	様式6号		

#### ※1 提出書類について

東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格を有する場合はA、無い場合はBの欄を、それぞれ参照すること。なお、B2～B6の書類については、発行日から3か月以内であること。

#### ※2 決算資料について

社会福祉法人：資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、附属明細書

一般社団法人：貸借対照表、財産目録、正味財産増減計算書、附属明細書

NPO法人：活動計算書、貸借対照表、財産目録、収益事業に関する書類（損益計算書、貸借対照表、利益処分計算書）

株式会社：貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属

## 明細書

### (2) 提出方法

はじめに「ア」により参加表明書等を提出し、その後に「イ」に従い必要書類のデータを提出してください。

#### ア 参加表明書等

中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス(L o G o フォーム)にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して(必要書類PDF添付含む)、下記の受付期間中に送信すること(窓口、郵送、F A X または電子メールによる提出は不可)。

◆中野区ホームページ「企画提案公募型事業者選定(募集中)」:

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousyasentei-bosyu/index.html>

(右の二次元コードからアクセス可→)



◆受付期間: 令和7年4月16日(水)

~令和7年5月8日(木) 午後3時必着

#### イ 参加申込書等

上記アの受付期間終了後、応募資格を満たしていると確認できた事業者に、参加申込書の提出先を記載した電子メールを区から送信する。その内容に従い電子申請サービスにアクセスして、画面の指示に従い入力及び企画提案書等の添付を行い、下記の受付期限までに送信すること。

◆受付期間: 令和7年5月27日(火)

~令和7年5月30日(金) 午後3時必着

ウ なお、失格の場合(財務診断結果を除く)もその旨を電子メールでお知らせする。令和7年5月19日(月)までにいずれの連絡も届かない場合は、総務部契約課(電話:03-3228-8903)へ連絡すること。

### (3) 注意事項

ア 参加表明書の提出がない場合は、参加申込を行えない。

イ 所定の様式は中野区ホームページからダウンロードして作成すること。

ウ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。

エ 受付期間中に電子申請サービスにて正常に受信したものを有効とする。

オ システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、区は責任を一切負わない。

カ 契約の締結にあたっては、区指定の標準約款を使用する。

### (4) 企画提案書の作成における注意事項

ア 「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、またはそのおそれのあるものについては記載しないこと。

イ 「企画提案書(本文)」には、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと。(例えば、会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述なども含む) なお、そのような記載があった場合には受理しない。

ウ A4判縦左綴じ、文字の大きさ10.5~12ポイント、本文10ページ以内とし、ページ番号を付すること。

エ ファイル形式はPDFとし、保護をかけないこと。

オ パンフレットや資料等、本提案書以外は原則添付不可とする。

### (5) 提出書類の審査

前記(2)によりア、イの各提出期限までに提出された書類等については、以下のとおり審査を

行う。

ア 電子申請サービス（L o G o フォーム）により、参加表明に係る有効な申請を行った者について、前記「6 応募資格」で定める各要件の適否等の状況を区で確認する。

応募資格審査結果（財務診断結果を除く）は、令和7年5月16日（金）までに電子メールにより通知する。

財務診断の結果、事業を安定して行う経営基盤を有すると診断されなかった場合には、別途令和7年5月26日（月）までに中野区から電子メールにてその旨を通知する。

なお、審査のため提出書類の内容について確認を求める場合があるので、区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

イ 上記アの通知後、電子申請サービス（L o G o フォーム）により、参加申込に係る有効な申請を行った者について、提出書類の確認を区で行う。

提出書類の確認が完了した場合、応募者として確定した旨を、令和7年6月上旬（予定）に電子メールにより通知する。

なお、提出書類について、区から内容の確認を求める場合があるので、上記アと同様に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

## 8 質問及び回答

(1) 質問方法（質問がある場合のみ）

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、前項「7（2）ア」の参加表明書等提出時に電子申請サービス（L o G o フォーム）に添付すること。原則としてそれ以外の手段による質問は受け付けない。

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接、電話等で問い合わせること。

(2) 質問期間

令和7年4月16日（水）から令和7年5月8日（木）午後3時まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、令和7年5月16日（金）までに、前記「7（5）ア」の審査により応募資格を満たしていると確認できた全事業者あてに、電子メールにて回答する。

## 9 ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。

(1) ヒアリング実施通知の発送日（予定）

令和7年6月上旬

(2) ヒアリングの実施（予定）

令和7年6月下旬

(3) 場所

中野区役所

なお、詳細は前記（1）の通知により確認すること。ヒアリングに参加できない場合は失格とする。

## 10 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性・社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

(2) 審査基準

別添、評価基準表のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全参加申込者に対して、令和7年7月上旬頃に書面で通知する。

(4) 契約締結候補者の決定

交渉順位第1位の事業者を中野区との契約締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。

(5) 失格とする場合

企画提案書による評価点（書類審査及びヒアリング審査）のうち、書類審査の評価点合計が20点未満、ヒアリング審査の合計点が4点未満、書類審査（提案内容）の評価17項目のうち4項目以上が1点未満のいずれかの場合は、契約交渉の相手方としない。

評価点合計 110点

①技術力評価 89点		②信頼性・社会性 11点	③価格点 10点
実績	企画提案・ヒアリング		
3点	86点		

※ 価格点 =  $50 \times (1 - \text{見積金額} / 12,053,100 \text{円 (参考基準価格)})$   
ただし、価格評価の上限は10点とする。

### 1.1 審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額についてインターネット上にて公表する。

### 1.2 その他

(1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は原則認めない。

イ 提出書類の返還は行わない。

ウ 区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「7参加申込方法（4）企画提案書の作成における注意事項」のとおり審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

エ この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。

(3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。

(5) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

## 1 2 問い合わせ先

中野区総務部契約課契約係（区役所8階）

〒164-8501 東京都中野区中野4丁目11番19号

電話番号 03-3228-8903（直通）

電子メールアドレス [keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp)